

赤字解消・激変緩和措置計画(大阪狭山市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	43	大阪狭山市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※納掛は、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
9,005,125	8,859,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,864,971	17,864,971

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	9,005

!【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国定義 (D)=(A)+(C)	0
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	9,005

I-(4) 赤字の原因

保険料の減免額に充てる額を一般会計より繰り入れているため。

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

解消すべき法定外繰入金(大阪府定義)の保険料減免額に充てる額について、平成30年度より減免基準を一部改訂、令和6年度より府内統一基準とし、一般会計からの繰り入れを廃止します。

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

平成30年度の減免基準の統一について、旧被扶養者減免、拘禁及び災害による減免は府統一基準としますが、収入に関する減免に関しては、現在本市が実施している生活保護基準による減免と比較し、減免額が大きい方法を適用します。令和6年度には、減免基準を府統一基準のみとする予定のため、一般会計からの繰り入れは解消される見込みです。

II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-							0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
法定外繰入の解消予定額(率)	-	6,120	1,235	▲717	478	12	1,877	0	9,005
残額	9,005	2,885	1,650	2,367	1,889	1,877	0	0	100.00%
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	6,120	1,235	▲717	478	12	1,877	0	9,005
残額	9,005	2,885	1,650	2,367	1,889	1,877	0	0	100.00%

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

第1年次計画では、大阪府の示す市町村標準保険料率と本市の平成29年度保険料率は乖離が大きく、平成30年度より市町村標準保険料率を適用する場合、被保険者への保険料の負担が急激に増大することから、令和3年度までの激変緩和措置を講じたところで
す。
第2年次計画では、大阪府の示す市町村標準保険料率と本市の保険料率の乖離は依然として大きく、被保険者への保険料の負担が増大していることから、本市の保険料率を令和元年度から令和5年度までの5年間で緩やかに府統一保険料に近づけていき、令和6
年度で統一するように計画を変更しました。
第3年次計画から第4年次計画、さらに第5年次計画にかけて、第2年次計画と同様の激変緩和措置を講じ、激変緩和措置最終年度となる令和5年度においても継続します。
激変緩和期間中は大阪府へ納める事業費納付金が不足する見込みであるため、財源として財政調整基金を繰り入れする予定としています。
また、保険料の減免基準は、第1年次計画では収入に関する減免について、本市の生活保護基準の減免と比較し、減免額が大きい方法を適用していますが、令和元年度より府内統一基準にする予定とし、一般会計からの繰り入れの廃止を計画したところで
す。
現状の府統一基準では、収入減以外の理由の低所得世帯を対象にすることができず、被保険者への負担が増大することから、収入に関する減免のみ、令和6年度の統一まで本市の生活保護基準の減免と比較し、大きい方法を適用するように変更しました。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	保険料・税区分	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	所得割(割合)	7.25%(54.10)	7.62%(54.08)	7.77%(53.58)	8.01%(52.39)	8.17%(51.95)	8.35%(54.77)	8.77(52.25)	統一	平成30年度から令和5年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和6年度に統一を図る予定。
	均等割(割合)	26,000円(31.70)	26,330円(30.40)	26,893円(30.16)	27,919円(30.41)	28,600円(30.25)	29,685円(28.06)	31,708(29.45)	統一	
	平等割(割合)	20,100円(14.20)	23,000円(15.52)	24,464円(16.26)	26,329円(17.20)	27,715円(17.80)	29,179円(17.17)	31,439(18.30)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	所得割(割合)	2.78%(54.25)	2.52%(52.41)	2.54%(52.21)	2.57%(51.46)	2.61%(51.40)	2.63%(54.80)	2.80(52.64)	統一	平成30年度から令和5年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和6年度に統一を図る予定。
	均等割(割合)	10,000円(31.89)	8,604円(29.11)	8,709円(29.10)	8,838円(29.48)	8,998円(29.48)	9,141円(27.44)	9,863(28.92)	統一	
	平等割(割合)	7,500円(13.86)	9,346円(18.48)	9,438円(18.69)	9,527円(19.06)	9,609円(19.12)	9,500円(17.76)	10,037(18.44)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.7%(55.35)	1.96%(49.74)	2.08%(49.88)	2.18%(50.22)	2.26%(49.38)	2.34%(57.09)	2.48(52.19)	統一	平成30年度から令和5年度までの期間で段階的に保険料率及び額を上げていき、令和6年度に統一を図る予定。
	均等割(割合)	11,700円(31.63)	14,412円(50.26)	15,199円(50.12)	16,105円(49.78)	16,632円(50.62)	17,190円(42.91)	18,371(47.81)	統一	
	平等割(割合)	5,800円(13.02)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準	据え置き	併用	併用	併用	併用	併用	併用	併用	統一	旧被扶養者減免、拘禁による減免及び災害等による減免は平成30年度に統一している。収入に関する減免に関しては、平成30年度から本市の生活保護基準の減免と府統一基準である減免を比較し、減免額が大きい方法を適用しており、現時点では令和6年度の統一まで継続する予定。
4 仮算定の有無	仮算定有	仮算定有	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
5 本算定の時期	7月	7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
6 納期数	12カ月	12カ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	令和元年度より統一。
7 一部負担金の減免基準	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。

上記のとおり提出します。

令和6年1月19日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 大阪狭山市

代表者名 大阪狭山市長 古川 照人 印

